



# 2019年度 塩尻市 中小企業 融資制度のしおり

～地域商工業の発展を目指して～

お問い合わせ先

## 塩尻商工会議所

塩尻市大門一番町12番2号  
えんぱーく406

TEL：0263-52-0258

## 塩尻商工会議所

### 榑川支所

塩尻市木曾平沢2221-1

TEL：0264-34-2153

## 塩尻市産業振興事業部

### 産業政策課 産業振興係

塩尻市大門七番町3番3号

TEL：0263-52-0871

# 塩尻市中小企業融資制度

資金の種類		融資対象	資金使途	貸付限度額	
特別小口資金		小規模事業者（※1） 信用保証協会の債務保証の総額が8,000万円を超えないもの	運転資金 設備資金	2,000万円	
中小企業振興資金	中小企業振興資金（一般分）	経営の安定又は合理化のための資金を必要とする方（※2）	運転資金 （市の制度資金について借換え再借換え利用が可能です）（※2）	3,000万円	
			設備資金	5,000万円	
	経営安定資金（特別分・借換分）	①セーフティネット保証7号以外に該当する者 ②取引先企業の倒産による連鎖倒産防止のために資金を必要とする者 ③災害その他突発的に生じた事由及び経済事情の変動により直近3ヶ月間の平均売上が過去3年間のいずれか同期と比べ5%以上減少している者	運転資金 （新規借入分を含む借換が申込書一つで可能です）	3,000万円	
	経営安定資金（一般分）	セーフティネット保証制度7号に基づく認定企業で、経営の安定に支障を生じている方・知事特認分融資要件に該当し、経営の安定に支障を生じている方	運転資金		
創業支援資金		新規開業予定者及び新規開業者で事業を実施するために資金を必要とする方	運転資金 設備資金	2,000万円 2,000万円	
公害防止資金		公害防止設備等を設置しようとする中小企業者等	設備資金	1,000万円	
共同化事業資金 （一般事業分）	中小企業団体 中事業資金	原則として市内に住所および事業所を有する者で、同一事業を6ヶ月以上継続して経営している市税完納者	設備資金	1億5,000万円	
	構成員 貸付資金			1,500万円	
共同化事業資金 （商店街活性化対策事業分）	環境整備資金		共同化を図る事業を行う中小企業団体又はその構成員	設備資金	1億5,000万円
	共同施設設置資金			設備資金	1億円
	店舗共同化 店資			設備資金	1億5,000万円
	個別店舗改造資金		転貸資金	1億円	
	店舗継承対策資金		設備資金	5,000万円	
企業立地支援資金			特定地域内及び工業系地域内に工場等を設置しようとする方	運転資金 設備資金	2,000万円 2,000万円
高度技術導入資金			高度技術の導入により、業務の合理化、製品の品質向上を図ろうとする方	設備資金	1億円
地域小売店活性化資金			商店街を形成していない地域で小売業を営む方で、店舗の近代化及び活性化を図ろうとする方	運転資金	1,500万円
国際規格審査 登録資金		ISOを取得しようとする中小企業者等	設備資金	1,000万円	
			運転資金	500万円	

- ※1. 常時使用する従業員（会社の場合、役員は含まない）の数が20人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者にあっては5人）以下の会社又は個人、従業員数（組員数）が20人以下の協業組合（企業組合）、事業共同小組合
- ※2. 従来に借りた制度資金を新たに中小企業振興資金に借り換えることができる場合があります。
- 注意1. 限度額については、保証協会の債務保証残高、担保の評価に応じて調整を行い、減額することがあります。
- 注意2. 保証人については、原則として要しない（法人等については代表者以外の保証人は不要）。

貸付利率	信用保証料	貸付期間	返済方法	連帯保証人	担保
年2.0%	市5分の4 補助	5年以内	分割返済 (据置6ヶ月以内)		原則として要しない。
		7年以内 (土地・建物に 限り10年以内)			
年2.2%		5年以内			
		7年以内 (土地10年以内 建物13年以内)			
年1.6%	市全額補助	7年以内	分割返済 (据置1年以内)	原則として要しない。 (法人等については代表者 以外の保証人は不要)	
年2.0%					
年1.3%					
年2.2%	市5分の4 補助	5年以内	分割返済 (据置2年以内)	原則として要しない。 (中小企業団体の代表理事 以外の保証人は不要)	必要に応じて徴する。
		7年以内			
		7年以内 (建物に限り 12年以内)			
		15年以内	分割返済 (据置3年以内)	原則として要しない。 (中小企業団体の代表理事 以外の保証人は不要)	
		12年以内			
		15年以内	分割返済 (据置2年以内)	原則として中小企業団体代 表理事及び転貸先企業の代 表者	
		10年以内			
		15年以内	分割返済 (据置6ヶ月以内)		
		5年以内			
		7年以内			
年2.0% (一部利子補給あり)		15年以内	分割返済 (据置2年以内)	原則として要しない。 (法人等については代表者 以外の保証人は不要)	
年1.8%		7年以内	分割返済 (据置1年以内)		
年2.0%		7年以内 (建物に限り 10年以内)	分割返済 (据置6ヶ月以内)		
年2.2%		5年以内	分割返済 (据置6ヶ月以内)		

塩尻市、長野県の制度資金は長期・固定・低利の貸付を特徴としており、短期資金のメニューを除き1年を超える期間の貸付となります(貸付期間の上限は、各資金の定めるところによります)。

# 長野県中小企業融資制度

資金名		資金の特徴	貸付対象者	資金用途	貸付限度
中小企業振興資金	一般枠	事業資金をスピーディーに調達	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方	設備	1億円
				運転	5,000万円
	短期継続融資枠		恒常的に必要な運転資金を継続して調達しようとする方 ◇恒常的に必要な運転資金（正常運転資金）＝「売上債権＋棚卸資産－買入債務」 ◇返済期日に正常運転資金の範囲内で借換継続申込が可能な資金	運転	3,000万円
	しあわせ信州創造枠		上記2資金（枠）を利用する方で、次のいずれかの制度の認証又は認定を受けた方 ◇「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証 ◇「消防団協力事業所表示制度」認定 ◇「健康経営優良法人認定制度」認定		
	創業枠 <b>新設</b>		創業等関連保証又は創業関連保証を利用する方	設備 運転	設備・運転の合計で3,500万円
	小規模企業発展資金 <b>新設</b>	小規模企業者が成長・発展するために資金を調達	成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者（※）の方で、小口零細企業保証を利用する方 ※小規模企業者：従業員が20人（宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の企業	設備 運転	設備・運転の合計で2,000万円
経営健全化支援資金	経営安定対策	売上の減少 取引先の倒産 防災・安全対策 災害等により必要となった資金を調達	(1) セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方 (2) 経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 ア 最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率（収益性）が前年同期に比べ5%以上減少 イ 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少	設備 運転	6,000万円 8,000万円
	特別経営安定対策		(1) セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方 (2) 取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する方 (3) 東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方 (4) 経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 ア 急激な為替相場の変動の影響又は消費税率引上げに伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 イ 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少		
	防災・安全対策 <b>拡大</b>		(1) 事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方 (2) 旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 (3) 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 (4) 事業継続計画（BCP）を策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方 (5) 節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方	設備 運転	1億5,000万円 3,000万円
	災害対策		暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の「災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）」を受けた方	設備 運転	3,000万円 3,000万円

貸付期間上限 ( )内は 土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率 (※自己負担分)	資金のポイント
7年(15年) ＜据置1年＞	2.1%	2.2%以内 (全額自己負担)	◇スピーディーな調達が可能 ◇既存県制度融資の借換が可能 ※借換後の貸付期間は1年以上となる。短期資金への借換は短期継続融資枠を利用
5年〔借換10年〕 ＜据置6か月＞ ＜借換は据置1年＞	1年以内 1.8%		
1年	1.8%		◇毎月の返済が不要 ◇申込中小企業者との間に与信取引が3年以上ある金融機関で申込が可能 ◇原則、直近決算における正常運転資金額を上限とする ◇貸借対照表未作成の方は月売上高の2か月分を上限とする ◇返済期日に算出した正常運転資金額が借入残高を下回った場合、算出した正常運転資金額の範囲内で借換可能
	上記資金(枠) の利率から ▲0.2%		◇各認証等を取得している企業は貸付利率を引下げ
10年 ＜据置1年＞	1.1%	0.8%以内 (全額自己負担)	◇創業者向け資金の選択肢が拡大(迅速な資金調達) ◇創業等関連保証、創業関連保証のみ対象 ◇信州創生推進資金(創業支援向け)との合計で、最大5,500万円が貸付限度
5年 ＜据置1年＞			
10年 ＜据置1年＞	1.9%	0.44%以内	◇小口零細企業保証の対象者が利用可能 ◇設備・運転合算で2,000万円まで利用可能(申込金額を含む保証協会利用残高が2,000万円の範囲内) ◇既存県制度融資のうち創業支援向け、小規模企業向けの借換が可能(借換後も保証料補給あり)
5年〔借換7年〕 ＜据置6か月＞ ＜借換は据置1年＞			
10年 ＜据置1年＞	1.9%	0.44%以内	◇経営安定対策及び特別経営安定対策の貸付対象者を整理 ◇消費税引上げに伴い経営環境が悪化している方を、特別経営安定対策の貸付対象者に追加 ◇信用保証料の自己負担無し(セーフティネット保証の場合) ◇保証料補給のある既存県制度融資の借換が可能(借換後も保証料補給あり)
7年〔借換10年〕 ＜据置1年＞			
	貸付対象者(3) は1.3%	0.44%以内  セーフティ ネット保証等 利用の場合 自己負担無し	◇東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証を利用する方の利率を優遇(1.3%) ◇経済変動等の「最近3か月」とは、4月申込みの場合、1～3月、12～2月、11～1月の期間のうち、試算表等で売上高を確認できる期間で最も申込日に近い期間とする。
10年(15年) ＜据置2年＞	1.9%		◇耐震補強工事を行う場合は、事業用部分のみが貸付対象 ◇機械転倒防止対策を行う場合、新規設備購入及びそれに伴う据置は貸付対象外 ◇貸付対象者(3)の方は、施設の新築増築に伴うものは貸付対象外 ◇貸付対象者(5)の方は、自社で使用する電力に係る節電・省エネ設備が対象 ※売電事業を行うための設備は次世代産業向けの対象
7年 ＜据置1年＞			
10年(15年) ＜据置1年＞	1.1%		◇災害により事業活動に支障が生じている中小企業者が、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要な設備資金、運転資金が貸付対象となる
7年 ＜据置1年＞			

資金名		資金の特徴	貸付対象者	資金用途	貸付限度
信州創生推進資金	創業支援向け 拡大	創業前後の事業資金を調達	下記のいずれかに該当する方 (1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 (2) 創業した日から5年未満である方 (3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	設備	3,500万円
			(4) 上記のうち、イノベティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける方（イノベティブ枠）	運転	2,000万円
	事業承継向け 新設	事業承継のために資金を調達	(1) 既存事業を譲り受け、事業継続しようとする方 (2) 事業引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方 (3) 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方 (4) 事業を譲り受けてから5年未満で当該事業の拡大を行おうとする方	設備	1億5,000万円
				運転	3,000万円
	事業展開向け	経営力向上計画 経営革新計画に基づき資金調達 新製品の開発事業の多角化のために資金調達	(1) 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方 (2) 事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする方 (3) AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方又はAI・IoT・ロボットを用いた設備を導入し生産性向上を図ろうとする方	設備	1億5,000万円
				運転	3,000万円
	地域活性化向け 拡大	地域を活性化する取組に係る資金調達	(1) 商店街の空き店舗に出店しようとする方又は出店後1年以内の方 (2) 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 (3) 観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方 (4) 障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方 (5) 「からだに優しい食品」（機能性表示食品など）を製造する方	設備	1億5,000万円
				運転	3,000万円
	企業立地向け	工場等の新設・移転や設備の更新・増強のために資金調達	(1) 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方 (2) ICT産業等立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする方 (3) 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方 (4) 県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方	設備	3億円
設備				1億5,000万円	
運転				3,000万円	
次世代産業向け	次世代産業に参入するために資金調達	(1) 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方  (2) 上記(1)のうち、試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方 ・航空宇宙産業に係る製品を製造する方 ・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方 ・再生可能エネルギー発電業に取り組む方（太陽光発電を除く）	設備	1億円	
			運転	3,000万円	
			設備	1億5,000万円	
			運転	5,000万円	
海外展開向け	海外への事業展開のために資金調達	県内に本社機能を有する方で、海外へ事業展開を図ろうとする方	設備	1億円	
			運転	3,000万円	
経営改善サポート資金	外部の専門家の支援を受け、経営基盤を強化するために資金調達	経営サポート会議による検討や中小企業再生支援協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で事業再生計画実施関連保証を利用する方	設備 運転	設備・運転の合計で1億5,000万円	

貸付期間上限 ( )内は 土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率 (※自己負担分)	資金のポイント
10年 <据置1年>	1.1%	0.44%以内  (創業関連保証・創業等関連保証利用の場合自己負担無し)	◇創業後5年未満の方も貸付対象 ◇信用保証料の自己負担無し(創業等関連保証、創業関連保証の場合。法人成りの場合は自己負担あり) ◇イノベティブ枠は利率優遇(1.0%) ◇貸付対象者(1)の方は、設備・運転の合計で、2,000万円+自己資金の範囲内で1,500万円の最大3,500万円が貸付限度 ◇中小企業振興資金(創業枠)との合計で、最大5,500万円が貸付限度
5年 <据置1年>			
	1.0%		
10年(15年) <据置1年>	1.1%		◇事業承継後5年未満の方も貸付対象 ◇経営承継円滑化法上の認定を受けた方(中小企業者の代表者個人(予定者含む)等)を貸付対象者に追加
7年 <据置1年>			
10年(15年) <据置1年>	1.7% 貸付対象者 (3)は1.4%		◇経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定を受けた方は、当該計画の添付により、事業計画書の添付を省略可能 ◇AI・IoT・ロボットに関連した研究開発等やAI・IoT・ロボットを用いた設備を導入する方の利率を優遇(1.4%)
7年 <据置1年>			
10年(15年) <据置1年>	1.7% 貸付対象者(2)のうち 伝統的工艺品を製造する方及び(5) の方は1.4%	0.44%以内	◇宿泊施設のリニューアルや観光需要に対応した環境整備(Wi-Fi環境整備等)を行う方を貸付対象者に追加 ◇「からだに優しい食品」を製造する方の利率を優遇(1.4%) ◇貸付対象者(4)の方は、施設の新築に伴うものは対象外
5年 <据置1年>			
15年 <据置3年>	1.4%	(経営革新関連保証、経営力向上関連保証等利用の場合自己負担無し)	◇工業団地へ新設・移転・設備導入等を推進 ◇土地取得又は造成費用について貸付を受けた場合は、原則1年以内に建物の工事に着工すること ※地方公共団体等と立地にかかる契約に特別の定めがある場合は、その期間内に建物の工事に着工、操業をすること
10年(15年) <据置2年>			
7年 <据置1年>			
10年(15年) <据置2年>	1.4%		◇再生可能エネルギー発電業に取り組む方は、資金回収まで相応の期間を要する方の対象 ※売電事業を行う方は貸付対象者(1)の対象 ◇貸付対象者(1)の事業転換又は新規参入後間もない方とは、進出後5年未満の方 ◇貸付対象者(2)のうち航空宇宙産業及び次世代自動車関連産業に係る製品を製造する方は進出後5年以降でも利用可能
7年 <据置1年>			
15年(18年) <据置5年>			
	12年 <据置5年>		
10年(15年) <据置1年>	1.9%	1.32%以内	◇現在の事業の縮小、県内事務所の閉鎖、従業員の雇用調整を伴わないものが対象
5年 <据置1年>			
15年 <据置1年>	1.6%	自己負担無し	◇事業再生計画の実施に必要な資金が貸付対象 ◇信用保証料の自己負担無し ◇既存県制度融資の借換が可能 ◇事業再生計画の精査に時間を要する場合がある

# 長野県中小企業融資制度申込書類一覧

◆：各資金等の必須申込書類

◇：各資金等で必要な場合がある申込書類

共通申込書類		注意点等
全資金共通	◆融資あっせん申込書【様式第1号】 (中小企業振興資金は融資申込書【様式第1号の2】)	■資金の必要理由は具体的に記入 ■借換の場合、「資金を必要とする理由」欄に、借換である旨、借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日、借入残高を記入
	◇貸借対照表、損益計算書(直近決算期分) ◇試算表(決算後6か月以上経過の場合)	■中小企業振興資金は添付不要
	◇県税及び市町村税の納税証明書(未納が無いことの証明書)	■1部正本、他は写し ■県税全て及び市町村税の定める税目で滞納が無いこと ■中小企業振興資金は添付不要
	◇許可証等の写し(許可証等の取得が必要な業種の場合)	■許可等の種類ごとに主たる事業所分を添付 ■設備未完成等で許可取得できない場合、信用保証協会への念書を申込時に添付 ■許可証等の名義人と申込される方は原則同一となる(名義が異なる場合は申込前に地域振興局まで要相談)
設備資金の場合	◆設計設備計画図、見積書、カタログ等の写し ◇建築確認済証の写し(貸付対象が建物の場合) ◇土地売買契約書案等、土地の価格が確認できる書類(貸付対象が土地の場合) ◇設備設置場所の略図(事業所以外の場所に設置する場合)	■見積書の内訳書がある場合、合計金額を確認 ■見積書の宛名は申込人名と同一、見積業者印漏れ、有効期限に注意

資金別申込書類		注意点等
中小企業振興資金	短期継続融資枠 ◆中小企業振興資金(短期継続融資枠)運転資金確認票【様式第2号】	
	しあわせ信州創造枠 次のいずれかの認証(認定)を受けた方 ◇職場いきいきアドバンスカンパニー認証書の写し ◇市町村が発行した消防団協力事業所に係る認定通知書の写し ◇消防団協力事業所表示制度確認書【様式第3号の2】(市町村の認定通知書が添付できない場合) ◇健康経営優良法人認定書の写し	■認証書等の期限に注意
	創業枠 新規開業予定者に該当する方 ◇創業計画書【様式第16号】 ◇事業を営んでいない個人であった事実を証する書類(前職の源泉徴収票等) ※分社化する方は除く ◇自己資金の確認書類(創業等関連保証を利用する方) ----- 新規開業者に該当する方 ◇開業届(開業届提出前の場合、賃貸契約書や商品売買契約書等の客観的着手を確認する書類)又は商業登記簿謄本の写し ◇次の①～③のいずれかの書類 ①創業計画書【様式第16号】(法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的着手後から、売上発生するまでの期間の方) ②収支等計画書【様式第18号】(売上発生から決算書を作成するまでの方) ※売上発生後間もない時点の申込の場合、信用保証協会から創業計画書の添付を求められる場合があり、その場合、収支等計画書は添付不要 ③貸借対照表、損益計算書(決算書作成済の方)	■新規開業予定者及び新規開業者の定義は信州創生推進資金(創業支援向け)を参照。ただし、本資金は創業等関連保証又は創業関連保証を利用できる方に限ります ■設備資金・運転資金の一括申込ができる(同一の保証を利用する場合で、貸付期間が同一の場合) ■認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行うとする方は市町村長の証明書が必要

◆：各資金等の必須申込書類

◇：各資金等で必要な場合がある申込書類

資金別申込書類		注意点等
小規模企業 発展資金	◆事業計画書【様式第13号】	<p>■設備資金・運転資金の一括申込ができる（貸付期間が同一の場合）</p> <p>■借換は、成長・発展のための設備資金、運転資金借入を伴うものであること</p>
経営健全化支援資金	◇経営向上計画書【様式第14号】	<p>■セーフティネット保証又は危機関連保証利用の場合、認定書の有効期限内に市町村へ申込むこと</p> <p>■経営向上計画書は今期に比べ、3年後を目途に、売上高又は収益性が増加する計画となる</p> <p>■東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方は、経営向上計画書の添付不要</p>
	<p><b>セーフティネット保証又は危機関連保証を利用する方</b></p> <p>◇市町村長の発行する特定中小企業者の認定書</p>	
	<p><b>経済変動等に該当する方</b></p> <p>◇試算表等、要件に該当することを確認できる書類の写し（試算表等を作成していない場合、中小企業者作成の売上推移表に税理士や商工会指導員等の確認を受けたものでも可）</p> <p><b>倒産企業への債権を保有する方</b></p> <p>◇倒産企業との取引状況及び回収困難債権額を確認できる書類の写し</p> <p><b>東日本大震災復興緊急保証を利用する方</b></p> <p>◇東日本大震災復興緊急保証中小企業者であることの市町村長の認定書</p>	
防災・安全 対策	<p>◆事業計画書【様式第15号～第15号の5】</p> <p><b>耐震補強改修工事を行う方</b></p> <p>◇耐震診断結果書類の写し</p> <p><b>BCPに基づく対策を講じる方</b></p> <p>◇事業継続計画書（BCP）の写し</p> <p><b>節電・省エネルギー対策を講じる方</b></p> <p>◆設計設備計画書、見積書、カタログ等の写し</p>	<p>■省エネルギー型証明設備を導入する方は、事業計画書の添付不要</p> <p>■太陽光発電設備を導入し、一部自家消費、残りを売電する場合は、次世代産業向けとなります</p>
災害対策	◆市町村長等の発行する「災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）」	
信州創生推進資金	<p><b>新規開業予定者に該当する方</b></p> <p>◇創業計画書【様式第16号】</p> <p>◇創業計画に関する意見書【様式第17号】※分社化する方は除く</p> <p>◇事業を営んでいない個人であった事実を証する書類（前職の源泉徴収票等）※分社化する方は除く</p> <p>◇自己資金の確認書類（創業等関連保証を利用する方）</p>	<p>■新規開業予定者とは具体的に事業活動に着手する前の段階の方</p> <p>■新規開業者とは具体的に事業活動に着手している方（法人の場合、設立登記。個人事業主の場合、開業届提出、事業所の賃貸借契約締結、商品の仕入れを開始等）</p> <p>■設備資金・運転資金の一括申込ができる（創業等関連保証又は創業関連保証の対象となり、同一の保証を利用する場合で、貸付期間が同一の場合）</p> <p>■認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行うおうとする方は市町村長の証明書が必要</p>
	<p><b>新規開業者に該当する方</b></p> <p>◇開業届（開業届提出前の場合、賃貸契約書や商品売買契約書等の客観的の着手を確認する書類）又は商業登記簿謄本の写し</p> <p>◇次の①～③のいずれかの書類</p> <p>①創業計画書【様式第16号】（法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的の着手後から、売上発生するまでの期間の方）</p> <p>②収支等計画書【様式第18号】（売上発生から決算書を作成するまでの方）※売上発生後間もない時点の申込の場合、信用保証協会から創業計画書の添付を求められる場合があり、その場合、収支等計画書は添付不要</p> <p>③貸借対照表、損益計算書（決算書作成済の方）</p>	
	<p><b>イノベティブ枠（県創業支援施策対象者）に該当する方</b></p> <p>◇創業支援施策対象者確認票【様式第19号】</p>	

◆：各資金等の必須申込書類

◇：各資金等で必要な場合がある申込書類

資金別申込書類		注意点等	
信州創生推進資金	事業承継向け	◇事業計画書【様式第20号～第20号の2】 <b>既存事業を譲り受けようとする方</b> ◇事業承継同意書【様式第26号】 <b>事業引継ぎ支援センターの支援を受けて計画を策定した方</b> ◇事業承継計画書 <b>経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方</b> ◇経営承継円滑化法第12条の規定に基づく都道府県知事の認定書及び認定申請の提出書類の写し <b>事業承継後5年未満の方</b> ◇開業届（個人）又は商業登記簿謄本（法人）の写し	■事業承継計画書又は経営承継円滑化法第12条の規定に基づく認定申請の提出書類の写しをもって事業内容が確認できる場合は、事業計画書の添付不要
	事業展開向け	◇事業計画書【様式第21号～第21号の3】 ----- <b>次の各計画の承認又は認定を受けた方</b> ①経営革新計画の承認申請書、承認書の写し ②異分野連携新事業分野開拓計画の認定申請書、認定書の写し ③経営力向上計画の認定申請書、認定書の写し	■①～③を添付した場合、事業計画書の添付不要
	地域活性化向け	◇事業計画書【様式第22号～第22号の4】 <b>「からだに優しい食品」を製造する方</b> ◇「保健機能食品制度」の対象となっていることを証する書類	■障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方は事業計画書の添付不要
	企業立地向け	◇事業計画書【様式第23号～第23号の3】 <b>ICT産業等立地助成金の事業認定を受けた方</b> ◇ICT産業等立地助成金認定通知書の写し	■ICT産業等立地助成金の事業認定を受けた方は、事業計画書の添付不要
	次世代産業向け	◆事業計画書【様式第24号～第24号の2】 <b>売電設備資金を申込む方</b> ◇経済産業省（若しくは一般社団法人太陽光発電協会等）の認定通知書 ◇電力会社への系統連系申込書兼電力販売申込書 等	■売電設備資金の場合、設置場所の登記簿謄本、農地転用を確認できる書類、賃貸契約書の写し等の提出を依頼することがあります
	海外展開向け	◆事業計画書【様式第25号～第25号の4】	
経営改善サポート資金	◆貸付対象者に記載のいずれかに該当する計画書の写し ◇債権者の合意書の写し（書面で合意がなされた場合）	■計画書は申込日の概ね3か月以内に作成したもの ■計画書に記載された資金の申込みであること ■設備資金・運転資金の一括申込ができる（貸付期間が同一の場合）	

信用保証協会への申込書類		注意点等
共通書類	◆信用保証委託契約書 ◆個人情報の同意書 ◆「保証協会団信」加入希望確認書 ◇従業員数確認書類（従業員数が一定規模以上の会社に限る）	
信用保証協会を初めて利用する場合	◆印鑑証明書の写し（原本証明不要） ◆定款の写し ◆商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	■前回申込から変更がある場合は添付が必要
その他	県、市町村、金融機関、信用保証協会に対し、その他審査に必要な書類の提出を求められることがあります	

※【様式第○号】と記載があるものは長野県公式ホームページからダウンロードできます。

長野県公式ホームページ

トップページ⇒「仕事・産業・観光」⇒「商工業」⇒「金融支援」⇒「長野県中小企業融資制度（融資手続等）」

# 日本政策金融公庫国民生活事業融資制度

お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無などによって異なる利率が適用されます。

貸付金利は平成31年4月1日現在のものです。

貸付制度	資金名	対象者	資金使途	貸付限度	貸付期間	貸付利率(年利%)
普通貸付		ほとんどの業種の中企業の方に ご利用いただけます。 (金融業、投機的事業、一部の遊興娯 楽等の業種の方はご利用になれませ ん)	運転資金 設備資金	4,800万円以内	(運) 7年以内 (設) 10年以内	基準利率 1.16~2.70%
			特定設備資金	7,200万円以内	20年以内	
セーフティ ネット貸付	経営環境 変化対応資金	売上が減少するなど業況が悪化して いる方	運転資金 設備資金	4,800万円	(運) 8年以内 (設) 15年以内	基準利率 1.16~2.19%
	金融環境 変化対応資金	取引金融機関の経営破たんなどに より、資金繰りに困難を来している 方	運転資金 設備資金	別枠4,000万円	(運) 8年以内 (設) 15年以内	
	取引企業 倒産対応資金	取引企業などの倒産により、経営 に困難を来している方	運転資金	別枠3,000万円以内	8年以内	
新企業育 成貸付	新規開業 資金	新たに事業を始める方や事業開始 後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運) 7年以内 (設) 20年以内	基準利率 1.16~2.70% 特利A 0.76~2.30% 特利B 0.51~2.05% 特利C 0.3~1.80%
	女性、若 者／シ ニア 起業家 資金	女性または35歳未満か55歳以上 の方で、新たに事業を始める方 や事業開始後おおむね7年以内 の方	運転資金 設備資金		(運) 7年以内 (設) 20年以内	
	再挑戦 支援資 金(再 チャレ ンジ 支援融 資)	廃業歴等のあるなど一定の要件 に該当する方で、新たに事業を 始める方や事業開始後おおむね 7年以内の方	運転資金 設備資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運) 7年以内 (設) 20年以内	
	新事業 活動促 進資金	経営多角化、事業転換などにより 、第二創業を図る方	運転資金 設備資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運) 7年以内 (設) 20年以内	
	中小企 業力 強化 資金	新事業分野の開拓のために事業 計画を策定し、認定経営革新等 支援機関の指導や助言を受けて いる方	運転資金 設備資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運) 7年以内 (設) 20年以内	
企業活 力強 化貸 付	企業活 力強 化資 金(★)	卸売業、小売業、飲食サービス 業またはサービス業などを営む 方で、店舗の新築・増築や機 械設備の導入を行う方など	運転資金 設備資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運) 7年以内 (設) 20年以内	基準利率 1.16~2.70% 特利A 0.76~2.30% 特利B 0.51~2.05% 特利C 0.3~1.80%
	IT資 金	情報化投資を行う方	運転資金 設備資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運) 7年以内 (設) 20年以内	
	海外展 開・事 業再 編資 金	海外展開を図る方など	運転資金 設備資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運) 7年以内 (設) 20年以内	
	地域活 性化・ 雇用 促進 資金	承認地域経済牽引事業計画など に従って事業を行う方または雇 用創出効果が見込まれる設備 投資を行う方など	運転資金 設備資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運) 7年以内 (設) 20年以内	
	ソーシ ャル ビジ ネス 支 援資 金	社会的課題の解決を目的とする 事業を営む方など	運転資金 設備資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運) 7年以内 (設) 20年以内	
	事業承 継・ 集約 ・活 性化 支 援資 金	事業を承継する方など	運転資金 設備資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運) 7年以内 (設) 20年以内	
環境・ エネ ルギ ー対 策貸 付	環境・ エネ ルギ ー対 策資 金	非化石エネルギー設備や省エネ ルギー効果の高い設備を導入す る方または環境対策の促進を図 る方	運転資金 設備資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運) 7年以内 (設) 20年以内	基準利率 1.16~2.70% 特利A 0.76~2.30% 特利B 0.51~2.05% 特利C 0.3~1.80%
生活衛 生貸 付	一般貸 付	生活衛生関係の事業を営む方	設備資金	7,200万円～ 4億8,000万円	13年以内	基準利率 1.16~2.70% 特利A 0.76~2.30% 特利B 0.51~2.05% 特利C 0.3~1.80% 特利E 0.3~1.30%
	振興事 業貸 付	振興計画の認定を受けている生 活衛生同業組合の組合員であ って生活衛生関係の事業を営 む方	運転資金 設備資金	(運) 5,700万円以内 (設) 1億5,000万円～ 7億2,000万円	(運) 7年以内 (設) 20年以内	
新創 業融 資制 度		新たに事業を始める方、または 事業開始後税務申告を2期終 えていない方	運転資金 設備資金	3,000万円以内 (うち運転資金1,500万円以内)	各融資制度に定めるご返済 期間以内	
担保 を不 要と する 融資		税務申告を2期以上行っている 方	運転資金 設備資金	4,800万円以内	各融資制度に定めるご返済 期間以内	

※(★)のついた資金については塩尻市の独自の要件緩和措置が受けられる場合がございます。

※利率は金融情勢によって変動しますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。

## マル経融資(小規模事業者経営改善資金)

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。  
ご利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長等の推薦が必要です。

融資対象	資金使途	貸付限度	貸付期間	貸付利率(年利%)
商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方 (従業員数が20人[商業・サービス業(宿泊業・娯楽業及び旅行業を除く) は5人]以下の会社又は個人事業所)	運転資金	2,000万円以内	7年以内(据置1年以内)	特利F 1.21%
	設備資金		10年以内(据置2年以内)	

※日本政策金融公庫国民生活事業ではこの他にも貸付制度がございます。HPにて最新情報をご覧ください。またご不明な点はお問い合わせください。

TEL 0263-33-7070

# 制度資金申込書添付書類

名称		必要事項		県	市	公庫	⑧	発行機関	チェック	
1	申込書		(※1)	5	4	1	2	——		
2	事業所周辺の略図	法人 個人	・事業所の略図	5	4	—	—	——		
3	登記簿謄本 (保証協会・公庫を 初めて利用する方)	法人	・登記簿謄本(履歴事項全部証明)	1	1	1	1	法務局		
			・定款の写し	1	1	—	—	——		
4	資金計画調書	法人 個人	・資金計画調書	5	4	—	—	——		
5	見積書等 (設備資金の場合)	法人 個人	・見積書・カタログ・平面図の写し ・建築確認の写し	5	4	1	1	——		
			・事業用車両の社名等に関する確約書(車両のみ)	—	1	—	—			
6	印鑑証明書	個人	・本人名義(※2)	2	2	—	—	市役所(市民課)		
		法人	・法人名義(※2)	2	2	—	—	法務局		
			・保証人名義(※2)	2	2	—	—	市役所(市民課)		
7	納税証明書等	県制度利用の方	個人	・市民税・固定資産税納税証明(※3)	5	—	—	—	市役所(税務課)	
			法人	・法人市民税・固定資産税納税証明(※3)	5	—	—	—	市役所(税務課)	
			法人 個人	・長野県税納税証明書(※3)(※4)	5	—	—	—	県税事務所	
		市制度利用の方	法人 個人	・塩尻市税完納証明書(※3)	—	4	—	—	市役所(税務課)	
8	連帯保証人資産 負債状況調書	法人 個人	・連帯保証人資産負債状況調書	—	4	—	—	——		
9	決算書等	個人	・青色申告決算書写し	5	4	1	1	——		
			・白色申告収支内訳書写し							
			・確定申告書控							
		法人	・決算書	5	4	1	1	——		
法人 個人	・経営状況調書(※5)又は試算表	5	4	1	—	——				
10	営業許可等	法人 個人	・営業許可・免許証等の写し(該当事業者) ・受注工事明細(建設業)	5	4	—	1	——		
11	契約書	法人 個人	・信用保証協会委託契約書 ・「保証協会団信」加入希望確認書	1	1	—	—	——		
12	個人情報取 扱い同意書	法人 個人	・長野県信用保証協会向け	1	1	—	—	——		
			・金融機関・塩尻市・保証協会・商工会議所 (県制度利用の場合は長野県含)向け	5	4	—	—	——		
			・株式会社日本政策金融公庫向け	—	—	1	1	——		
備考	<p>※1：塩尻市中小企業融資制度のあっせん申込み書は塩尻市のHP、長野県中小企業融資制度の融資あっせん申込み書は長野県のHP、日本政策金融公庫の申込書は日本政策金融公庫のHPからダウンロードしてのご利用も可能です。</p> <p>※2：制度資金を以前に利用し、印鑑等に変更がなければ不要となる場合があります。</p> <p>※3：原本1部添付のほかはコピーで可</p> <p>※4：中小企業振興資金ご利用の方は原則として添付の必要はありません。</p> <p>※5：〔決算後6ヶ月以上経過し、直近の試算表が作成できていない方〕 〔決算後6ヶ月以内であっても貸借対照表を作成していない方〕</p> <p>上記のほか、資金ごとに定める書類が必要となりますので、塩尻商工会議所金融相談窓口でご確認ください。</p>									